

水 質 基 準 項 目 の 結 果

検査日: 令和8年7月1日及び6日

項目	検 査 内 容	福山浄水場(浄水)	長船水源地(浄水)	牛窓地区(給水栓)	虫明地区(給水栓)	長船地区(給水栓)	基準値
		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
○水質基準項目							
1	一般細菌	0	0	0	0	0	100個/mL以下
2	大腸菌	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 mg/L以下
4	水銀及びその化合物	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0005 mg/L以下
5	セレン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L以下
6	鉛及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L以下
8	六価クロム化合物	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.7	1.5	0.7	0.8	1.3	10 mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.08	0.11	<0.08	0.08	0.10	0.8 mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 mg/L以下
14	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 mg/L以下
17	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L以下
19	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L以下
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)(※)	<0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005	0.00005 mg/L以下
21	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L以下
22	塩素酸	0.14	0.08	0.15	0.15	0.09	0.6 mg/L以下
23	クロロ酢酸	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 mg/L以下
24	クロロホルム	0.020	<0.001	0.04	0.032	0.005	0.06 mg/L以下
25	ジクロロ酢酸	0.01	<0.003	<0.003	0.009	<0.003	0.03 mg/L以下
26	ジブロモクロロメタン	<0.001	<0.001	0.002	0.003	0.002	0.1 mg/L以下
27	臭素酸	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L以下
28	総トリハロメタン	0.026	<0.001	0.051	0.045	0.009	0.1 mg/L以下
29	トリクロロ酢酸	0.012	<0.003	0.022	0.015	<0.003	0.03 mg/L以下
30	ブロモジクロロメタン	0.006	<0.001	0.009	0.01	0.002	0.03 mg/L以下
31	ブロモホルム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.09 mg/L以下
32	ホルムアルデヒド	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.08 mg/L以下
33	亜鉛及びその化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 mg/L以下
34	アルミニウム及びその化合物	0.07	<0.01	0.05	0.04	<0.01	0.2 mg/L以下
35	鉄及びその化合物	<0.03	<0.03	<0.03	0.07	<0.03	0.3 mg/L以下
36	銅及びその化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 mg/L以下
37	ナトリウム及びその化合物	9.6	9.2	8.1	7.9	8.9	200 mg/L以下
38	マンガン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05 mg/L以下
39	塩化物イオン	8.5	7.7	8.9	9.4	7.9	200 mg/L以下
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	31	48	30	32	45	300 mg/L以下
41	蒸発残留物	80	100	77	78	95	500 mg/L以下
42	陰イオン界面活性剤	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 mg/L以下
43	ジェオスミン	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.00001 mg/L以下
44	2-メチルイソボルネオール	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.00001 mg/L以下
45	非イオン界面活性剤	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 mg/L以下
46	フェノール類	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 mg/L以下
47	有機物(全有機炭素TOCの量)	1.1	<0.3	1.2	0.8	0.3	3 mg/L以下
48	pH値	7.7	7.5	7.6	7.6	7.6	5.8～8.6
49	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
50	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
51	色度	<1.0	<1.0	<1.0	1.4	<1.0	5度以下
52	濁度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2度以下

※ 令和8年度より、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)は、水質管理目標設定項目から引き上げられました。

水 質 管 理 目 標 設 定 項 目 の 結 果

検査日：令和8年7月6日及び14日

項目	検 査 内 容	福山浄水場(浄水)	長船水源地(浄水)	目標値(※1)	
		mg/L	mg/L	mg/L	
○水質管理目標設定項目					
1	アンチモン及びその化合物	★	★	0.02	mg/L以下
2	ウラン及びその化合物	★	★	0.002	mg/L以下
3	ニッケル及びその化合物	★	★	0.02	mg/L以下
5	1, 2-ジクロロエタン	★	★	0.004	mg/L以下
8	トルエン	★	★	0.4	mg/L以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	★	★	0.08	mg/L以下
10	亜塩素酸	×	×	0.6	mg/L以下
12	二酸化塩素	×	×	0.6	mg/L以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.002	<0.001	0.01	mg/L以下
14	抱水クロラール	0.003	<0.001	0.02	mg/L以下
15	農薬類(令和8年8月4日検査予定)				
16	残留塩素	1.0	0.5	1 mg/L以下(※2)	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	31	48	10mg/L以上～100mg/L以下	
18	マンガン及びその化合物	<0.001	<0.001	0.01	mg/L以下
19	遊離炭酸	<2.0	<2.0	20	mg/L以下
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	★	★	0.3	mg/L以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル	★	★	0.02	mg/L以下
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	2.5	1.3	3	mg/L以下
23	臭気強度(TON)	<1	<1	3	mg/L以下
24	蒸発残留物	80	100	30mg/L以上～200mg/L以下	
25	濁度	<0.1	<0.1	1度以下	
26	pH値	7.7	7.5	7.5程度	
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1.1	-1.3	-1程度以上、極力0に近づける(※2)	
28	従属栄養細菌	1	2	2000個/mL以下	
29	1, 1-ジクロロエチレン	★	★	0.1	mg/L以下
30	アルミニウム及びその化合物	0.07	<0.01	0.1	mg/L以下

★印は、原水に関する検査項目です。(検査結果に異常は認められませんでした。)

×印は、浄水処理工程が対象外であるため、検査を行いません。

※1 目標値は、この数値以下になるよう努める値です。

※2 この項目の目標値は、おいしい水等、より質の高い水道水を目指す目標値であり、国の定める水質基準を満たしているため問題ありません。